

2015年12月28日

札幌市長
秋元 克広 様

一般社団法人北海道自然保護協会
会長 在田一則

札幌市版レッドリスト（案）のパブリックコメントに関する意見

『札幌市版レッドリスト（案）』（以下では『レッドリスト案』と呼ぶ）のパブリックコメントに対して、『レッドリスト案』の維管束植物に関しては、根本的な欠陥が認められますので、以下のように、当協会の意見を述べます。貴職におかれましては、当協会の意見内容を深くご理解され、欠陥のないレッドリスト作成のため、植物に関しては改めて作り直すことを提言いたします。

意見1. 『レッドリスト案』の維管束植物について根本的な欠陥が認められますので、その欠陥を無くすことが急務であり、性急に公表すべきではありません。

『レッドリスト案』の趣旨、目的と背景において「レッドリストは、法的な規制を伴うものではありませんが、札幌市が進める生物多様性の保全対策の基礎資料とするほか、環境影響評価や各種施策における保全対策にも活用されるものです。」と明記されています。しかし、『レッドリスト案』は、以下の理由1～3に示すように、非常に大きな根本的な欠陥を持っております。それ故、上記の目的を果たすことは不可能であるだけでなく、逆に、このままの印刷公表は、むしろ、札幌市の維管束植物を減少・絶滅させると懸念されます。

北海道維管束植物に関するレッドリストは、今まで、国と道によってそれぞれまとめられておりますが、市町村レベルの作成は初めてのことになります。そうした状況下で、札幌市が大きな欠陥を持つレッドリストを作成・公表することは、札幌市にとって極めて大きな「恥」となり、他地域へ悪影響を及ぼすと懸念されますので、今は、いったん立ち止まって再考すべき時と考えます。

理由1. 『レッドリスト案』に挙げられた維管束植物115種は、札幌市での生育が疑問視される植物を含むこと、また絶滅危惧ランクの評価結果に疑問が生じる植物が多いことから、レッドリストとしての信頼性を欠いております。

まず、『レッドリスト案』に掲載された115種には、札幌市に生育しているか、または札幌市で過去に生育していたか、疑問視される植物が少なくありません。すなわち、1.エゾモメンツル（知床に分布）、2.タイツリオウギ（道内他地域の石灰岩地に分布）、5.イブリハナワラビ（近年確認された市内産は、植物分類学者によりエゾフユノハナワラビとイブリハナワラビの雑種？と見なされている）、12.タカネグンバイ（市内産は変種テンググンバイであり厳密には間違い）、20.ヤシャゼンマイ（日高山脈など脊梁山脈沿いに分布）、53.エゾヒメアマナ（道東に分布）などです。また、30.イトハコベ、43.スズサイコ、70.ホソバイヌタデ、107.アシボソスゲなどについても、札幌での生育が現地で確認されたのか、確実な文献や証拠標本があったのか、正確な科学的根拠が明記されなければなりません。

他方、『レッドリスト案』の維管束植物115種は、絶滅危惧ランクのカテゴリーに基づ

いて評価され、今見られない (EX+EW) 4 種、絶滅危惧ⅠA 類 (CR) 6 種、絶滅危惧ⅠB 類 (EN) 7 種、絶滅危惧Ⅱ類 (VU) 47 種、および準絶滅危惧 (NT) 51 種から構成されています。しかし、その評価結果には、以下のように疑問視される内容が多く認められます。

絶滅と判断された 4. タニマスミレ (オクヤマスマミレ) は、過去の生育地を十分に調べた結果、科学的根拠に基づいて絶滅と判断されたのか、判断に至る経過と根拠が明記される必要があります。また、札幌市で生育地が局限される、あるいは個体数が非常に少ないことから、絶滅危惧ランクを格上げすべき植物がかなり多く認められます。EN とされた 7 種のうち 12. タカネグンバイ (正確には変種テンググンバイ)、13. ジンヨウキスマミレ、14. サクラソウモドキおよび 15. ヒロハガマズミの 4 種は CR に格上げすべきと考えます。VU とされた 47 種のうち、既述のよう生育が疑問視される 20. ヤシャゼンマイや 53. エゾヒメアマナが存在するならば CR に格上げすべきです。また、VU とされた 19. ヒメハナワラビ、21. チャセンシダ、22. ミヤマイワデンダ、31. クロバナハンショウヅル、33. ベニバナヤマシャクヤク、36. エゾミセバヤ、37. エゾサンザシ、39. イワオウギ、44. カイジンドウ、46. ミヤマママコナ、47. キクバクワガタ、48. エゾヒョウタンボク、49. ベニバナヒョウタンボク、51. フォーリーアザミ、52. エゾタンポポ、63. タカネトンボもまた EN あるいは CR に格上げすべきと考えます。他方、NT とされた 67. イワイヌワラビ、68. エゾミヤマヤナギ、73. イトキンボウゲ、75. ヤマシャクヤク、76. エゾノチャルメルソウ、81. エゾコザクラ、82. エゾオオサクラソウ、84. チョウジソウ、85. エゾキヌタソウ、86. エゾハナシノブ、87. エゾナミキソウ、95. ミズアオイ、105. ジョウロウスゲ、106. ホソバオゼヌマスゲ、114. エゾサカネラン、115. トキソウは、決して NT と見なすことはできず、VU~CR に格上げすべきと考えます。

以上のように、『レッドリスト案』には、絶滅危惧ランクを高く評価した植物が少数種にとどまり、低く評価した植物が圧倒的に多いという特徴があります。この特徴は、当協会の印象や判断と大いに異なりますが、札幌市の維管束物は、それほど安心できる状況にはないものと考えています。

ところで、上記のように植物分類学上の疑問、札幌市における分布に関する疑問、そして絶滅危惧ランクの評価に関する疑問が何故、生じたのか、種々検討したところ、以下のように推測しております。北海道環境生活部自然環境課編 (2001) のレッドリストは、北海道全域を対象にして、絶滅危惧植物 512 種をリストアップし、それらの絶滅危惧ランクを評価したものです。現在、インターネット上で、北海道 (<http://rdb.hokkaido-ies.go.jp>) は 512 種の市町村ごとの分布を示し、札幌市に 63 種が出現すると公表しておりますが、この市町村配分においてかなりの間違いが生じております。『レッドリスト案』は、1. エゾモメンヅル、2. タイツリオウギ、12. タカネグンバイ、および 53. エゾヒメアマナが札幌市にあるとした間違いをそのまま踏襲し、一方で、大雪山や日高山脈に限られるタカネシオガマ、道南に分布するナガハシスマミレ、暑寒別山塊に分布するマシケオトギリ、夕張山系に限られるユウバリシャジンも札幌市にあるとした間違いについては、さすがに排除しております。しかしながら、極めて信頼性が低いインターネット情報を十分検討しなかったことは明らかです。また、北海道全域を対象とした絶滅危惧ランクもほぼ踏襲されたことから、全体的に低く評価した植物が圧倒的に多い結果になったのではないかと推測します。

いずれにしても、『レッドリスト案』作成において、絶滅危惧ランクがどのように評価されたのか、種ごとに明確な科学的根拠が示されなければなりません。最も重要な観点は、この評価結果が活用されるならば、札幌市の植物が守られず、むしろ多くの植物が減少・

絶滅に向かわせるという大きな懸念が生じることです。そのため、明確な科学的根拠によって多数が納得できる絶滅危惧ランクの評価が求められます。

理由2. 『レッドリスト案』に挙げられた維管束植物は115種に過ぎず、札幌市の絶滅危惧植物を網羅したとは決して言えません。

我が国の維管束植物に関するレッドリストには、全国的にも道内でも、野生植物の約2割が掲載されています。北海道の絶滅危惧植物として、環境庁自然保護局野生生物課編(2000)による『日本の絶滅のおそれのある野生生物—レッドデータブック—8植物I(維管束植物)』では400種(種・亜種・変種・品種を含む分類群)以上、北海道環境生活部自然環境課編(2001)の『北海道の希少野生生物、北海道レッドデータブック2001』では512種の維管束植物が掲載されております。対象地域が異なりますが、野生植物の約2割がレッドリストに掲載される状況から、札幌市の絶滅危惧植物も115種ではなく、その2倍以上に達することが想定されます。

原松次編(1992)の『札幌の植物、目録と分布表』は、石狩市など近隣自治体を多少含みながら、1293種の53ヶ所ごとの分布を示しております。この文献によると、3ヶ所以内に限られた分布を示す植物が合計約440種、5ヶ所以内に限られた植物では約570種が数えられ、限定された分布を示す植物が多数あることが明らかです。約440種、あるいは約570種には、侵入しはじめた外来植物も含まれますが、札幌市で少ない生育地となる高山、崖地、池沼・湿原の植物とともに、分布の北限付近で希少となる温帯性の森林植物が、それぞれ多数含まれています。『レッドリスト案』の115種では、上記植物の一部が取り上げられていますが、逆に、同程度の希少性を示す植物でもリストアップされない場合が多く認められます。

他方、国と北海道のレッドリスト掲載種の中で、札幌市に分布していても『レッドリスト案』に掲載されていない植物があります。そのような『レッドリスト案』で取り上げない植物については、希少ではないという明確な根拠を示さなければなりません。また、対象地域が異なると希少性・絶滅危惧ランクの判断も当然異なりますので、札幌市に生育する国と道のレッドリスト掲載種は、すべて札幌市域を対象として再評価する必要があります。さらに、国や道のレッドリストに未掲載の植物でも、札幌市における局限された生育地や個体数の少なさによって、札幌市として取り上げ高く評価しなければならない植物が相当数認められます。とくに前段落で指摘した、シナノキンバイソウ、ミヤマキンバイ、エゾノツガザクラなどの高山植物、グンナイフウロ、アイヌソモソモなどの崖地の植物、ヒシ、ヤチヤナギ、オオイヌノハナヒゲなどの池沼・湿原の植物、エゾノクロウメモドキ、アオハダ、ミヤマウズラなどの分布の北限付近で希少となる温帯性の森林植物など、札幌市として掲載しなければならない植物が非常に多く認められますので、札幌市として新たに取り上げ、国や道とは異なる評価結果を示さなければなりません。

『レッドリスト案』は、115種だけを取り上げ、それ以外の情報不足(DD)も留意(N)もそれぞれ「該当なし」と判断しています。しかし、最も重要なことは、「115種は余りにも少なく、札幌市の絶滅危惧植物を網羅していないこと」が明らかであり、レッドリストとしては最も大きな欠陥となることです。

理由3. 植物分類学者を中心とした専門家集団による文献ならびに現地の調査と、それらに基づく評価が実施されたとは思えません。

前項までに述べた欠陥は、『レッドリスト案』の作成プロセスにおいて、植物分類学者を中心とした専門家集団を結成しないままに少数の方々が関与して作成したこと、文献確認や現地調査が不足なままに絶滅危惧ランクを評価したことなど、総じて、レッドリストの作成プロセスに問題があったことから生じたと思われます。

今回、本意見書の作成に当たり、当協会の会員・非会員を問わずに、植物分類学など多数の専門家からアドバイスをいただいた際、札幌市でレッドリストを作成していたことを知らない方が多かったことは驚きでした。したがって、前段落の指摘は正しいように思われます。すでに指摘したように、『レッドリスト案』に対して、植物分類学上の取り扱い、分布情報、あるいは絶滅危惧ランクの評価結果に種々の疑念が生じたこと自体、札幌市の維管束植物に精通した植物分類学を中心とした専門家が参加しなかったことを示しております。

意見2. 改めて、専門家集団を結成し、多数の専門家の知識を集約し、絶滅危惧植物の現状を把握した上で、絶滅ランクを評価しなおすこと、すなわち、レッドリスト作成を改めてやり直すことを提言します。

まず、意見1で指摘したように、大きな問題を抱える『レッドリスト案』がどのような体制の下で、どのような過程を経て作成されたのか、検証される必要があります。そのためには、以下に示すように、国あるいは北海道のレッドリスト作成に関する経緯を理解され、当協会の提言を活かしていただきたいと願います。

環境庁自然保護局野生生物課編（2000）のレッドリストは、北海道の維管束植物に関して北海道の植物分類学者を初めとする植物専門家や維管束植物相を良く知る人々が20名以上結集して分布情報を収集した結果、評価され作成されております。最近の環境省編（2015）の『レッドデータブック2014 8 植物I（維管束植物）』においても、同様に取り組んだ結果が示されており、現在進行形の北海道レッドリスト改定作業でも、上記同様の取り組みが進められております。

最大の観点は、レッドリストが、私たちの重要な自然環境である生物多様性に負荷をかけないため、すなわち、野生生物の減少や絶滅を回避するため、極めて慎重に作成されなければならないことです。そのためには、専門家集団を結成し、多数の専門家から知識を収集し、文献や証拠標本によってチェックリストをまとめ、最終的には現地確認を経た上で、絶滅危惧のランク付けを行うことが求められます。レッドリストの質は、その時点で最良の専門家集団が結成された場合に高まります。そのようにした作成プロセスとして、札幌市であれば、今後2年程度の時間が必要と考えます。

レッドリスト作成の目的として、繰り返しますが、「札幌市が進める生物多様性の保全対策の基礎資料とするほか、環境影響評価や各種施策における保全対策にも活用されるものです。」と記されています。しかし、今回示された『レッドリスト案』は、生物多様性の保全ではなく、逆に、少数の掲載種しかなく、また相対的に低いランクの評価が多いので、札幌市における野生植物の減少・絶滅を促進させるものであり、「百害あって一利なし」になってしまうと判断します。

したがって、『札幌市版レッドリスト』は、少なくとも維管束植物に関しては、改めて作成し直していただきたい。そのように、札幌市がやり直す姿勢を示すならば、多くの植物専門家ならびに植物に詳しい方々から最大限の助力を得られると考えております。